

□ 振込先口座の登録について

令和5・6年度特定調達契約（WTO）名簿より、振込先口座（以下、「口座」という。）の登録が可能となります※¹。登録すると「【業者コード7桁】-【口座枝番3桁】で構成される10桁の数字」が振られます。この10桁の数字を請求書に記載するだけで口座情報の記載が不要になるほか、毎回確実・円滑に登録された口座へ振り込みが行えます※²。なお、1事業者につき口座は複数登録できます※³。

※1 事業者の方々の負担軽減や利便性の向上を目的に、これまで別々に管理していた契約のための事業者情報と支払のための口座情報を統合します。そのため、会計室が口座の登録をした際に発行する「指定者コード」は令和4年度をもって廃止し、令和5年度からは事業者情報を管理している「横浜市電子入札システム」に口座を登録します。

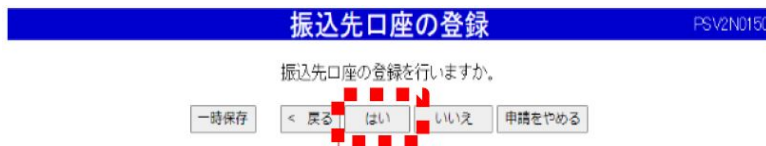
※2 **口座登録は任意**です。登録しなくても請求書に口座を記載いただければ支払いは受けられます。ただし、支払時期及び支払金額があらかじめ確定している場合に、初回にお申込みいただければ、その都度の請求書提出が不要となる「定期支出金制度」を利用する方は口座登録が必須です。

※3 登録順に口座枝番が001から最大999まで振られます。

《水道局・交通局の口座登録》

水道局及び交通局についても、会計室と同様に「【業者コード7桁】-【口座枝番3桁】」を利用した請求手続きに変更します。ただし、水道局についてはシステムの都合上、令和5年度中は現行の口座を引き続き使用し、令和6年度から「【業者コード7桁】-【口座枝番3桁】」を用いた支払になります。また、交通局については一般競争入札有資格者名簿への登載又は口座のみの登録（新しいコードの取得）が支払に際し必要です。

口座の登録にあたって、申請内容の入力の途中で下図の画面が表示されますので、口座を登録する場合は、「はい」をクリックしてください。（「いいえ」をクリックすると、入力内容確認画面へ遷移します。）



※口座の入力方法等の詳細は、下記 URL のページに掲載しております『振込先口座登録申請について（振込先口座登録に関する申請ガイド）』の P10～P17 をご参照ください。

・本市 HP『指定者コード等の廃止に伴う振込先口座の登録の申請手続き』

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikei/shiharai/kouza-touroku.html>